

## あなたもエコファーマー になりませんか？

エコファーマーをご存じでしょうか？

エコファーマーとは環境と調和した農業に取り組み、国の法律（持続農業法）に基づいて知事に認定された農業者のことをいいます。現在、全国では約三万八千人が認定を受けています。エコファーマーの認定者になると、次のメリットがあります。

一・全国共通のエコファーマーマーク（左図）が無料で使用でき



ます。

二・特定の機械について、農業改良資金の貸し付けに関し、優遇措置（償還期間の延長、上限の拡大）が受けられます。

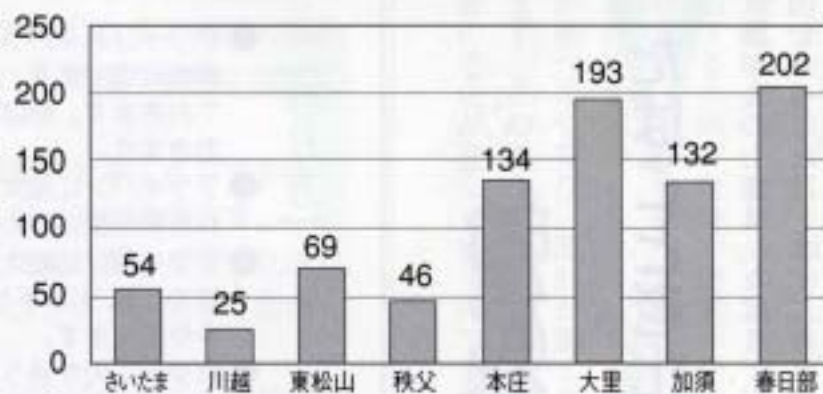
三・農業機械の取得やリースに関して、税制上の優遇措置（初年度三〇％の特別償却、または初年度七％の所得税控除）が受けられます。

またエコファーマーは、国の制度であるため、特に図の共通マークについては市場での評価が高く、さらに出荷箱等への印刷も可能で大きなメリットとなっています。

現在、埼玉県では六百三十四人が認定されており（表一）、今後ますます広がる傾向です。

エコファーマーには「環境に優しい農業」に取り組む意欲ある農家なら誰でもなることができます。具体的には、作物ごとに国が指定した生産方式に従い、次ぎの三つの技術に取り組み（三つのうち

表一 県内エコファーマー認定者数（平成16年3月まで）



一つは新たに取り組みが必要ですが）、導入計画を作成の上、J A や農林振興センターに提出します。

- ① 土づくりに関する技術
  - ② 化学肥料低減技術
  - ③ 化学農薬低減技術
- などから選択します。

総合的にみると、化学肥料、化学農薬の使用量を減らして、よい土づくりに取り組み、環境に対する負荷を小さくすることが要件と言えます。

### 三つの技術とは？

【例・ネギの場合】

- ① たい肥等有機質資材の施用技術（土壌診断に基づいた適切なたい肥の施用）、緑肥作物利用技術（ソルゴーの導入など）
- ② 有機質肥料施用技術、肥効調節型肥料施用技術
- ③ 被覆栽培技術（雨よけ、トンネル栽培など）、機械除草技術、生物農薬利用技術（天敵、B T 剤など）

地域の人達みんなでエコファーマーとなり、産地全体で安全・安心な農業に取り組みましょう。詳細は農林振興センターまでお問い合わせ下さい。